

協定項目番号	20	補助金、交付金等の取扱い(各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く)
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 遠距離児童・生徒通学費補助事業</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 定住促進、まちづくり及び地域振興に関する補助金</p> <p>音別町の「持ち家促進奨励助成」は合併後3年程度で廃止し、既に廃止されている阿寒町の「定住促進奨励事業」は定住年数等を満たし支給要件の発生したものを平成19年3月まで支給を継続。</p> <p>また、まちづくり・地域振興に関する補助金は、各市町の現行制度の趣旨を生かして引き継ぐ。</p> <p>(2) 水洗便所改造資金融資制度・補助金制度</p> <p>改造融資はトイレの改造を行う個人に資金の融資あっせんを行い、融資限度額はトイレ1基につき60万円、利子は無利子とし、金融機関に利子補給する。</p> <p>また、改造補助金は供用開始から3年以内とし、トイレ1基につき4万円とする。ただし、現行の基準に対して補助金交付額が減となる町については、現行の交付額を段階的に補正し合併後2年程度で同一化を図る。</p> <p>なお、改造融資または改造補助金いずれか一方の選択制とする。</p> <p>(3) 私立幼稚園就園奨励費補助制度</p> <p>(4) 奨学金貸付制度</p> <p>各自治体の上限を適用し再編。</p> <p>貸付業務は新市で行うが、決定した奨学生が阿寒地区住民(その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する)の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる。</p> <p>(5) スポーツ団体育成補助制度</p> <p>現行を引き継ぎ、合併後2年程度で補助率等を統一。</p> <p>(6) 農業・畜産業各種利子補給</p> <p>道制度の「酪農経営負債整理資金利子補給」、「大家畜経営体質強化利子補給」等を新市全体に適用。</p> <p>(7) 水産業各種利子補給制度</p> <p>末端金利の状況に応じ各漁業協同組合と調整し補給率を定める。</p> <p>(8) 工業等振興条例助成</p> <p>合併後3年程度で再編。</p> <p>(9) 町内会(自治会)活動補助金</p> <p>現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助制度を調整。</p>		

(10) 街路灯(防犯灯)の設置・維持補助

現行を引き継ぎ、合併後3年程度で地域差を考慮しながら補助要綱を再編。

(11) 地方バス路線維持補助金

単独補助路線は生活の足の確保を前提とし、国・道の補助制度の改正に合わせ制度を見直すこととし、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は基本的考えを新市に引き継ぎ再編。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 民間土地区画整理事業への助成制度

(2) 環境保全の資金助成制度

(3) 就学費援助制度

(4) 商工業振興融資制度

(5) 中小企業等活性化推進

(6) コミュニティセンター、地区会館、町内会館施設運営補助制度

4 新市において廃止するもの

(1) 白糠町の商工部門への産業振興資金貸付

5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

(1) 高等学校の通学費助成

阿寒高校通学費助成制度は、合併時の新1年生までを対象に3年間存続した後廃止することが望ましい。

なお、新市としての通学費助成制度を検討。

(2) 芸術・文化団体育成補助制度

現行を引き継ぎ、歴史的・地域的な背景を踏まえ合併後1年程度で補助内容を調整。

(3) 中心市街地活性化対策